総合支援窓口を引き続き開設しています

窓口は混み合うことがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

■場所

■開設時間

パトリア4階 多目的ホール

9:00~17:00(土・日、祝日も手続きできます)

■手続きできる内容(予告なく変更となることがあります)

①住宅の応急修理制度 ②賃貸型応急住宅(みなし仮設)の入居制度 ③住宅の解体・撤去制度

④被災者生活再建支援金 ⑤石川県災害義援金(人的被害·住家被害)、七尾市災害義援金

⑥石川県災害義援金(特別給付分)

※①と③は併用することができませんので、ご注意ください。

被災者生活再建支援金(市独自支援分)

被災者生活再建支援金(市独自支援分)の申請受け付けを開始しました。

■対象世帯と支給額(カッコ内は単身世帯の支給額)

区分	加算支援金	
	再建方法	支給金額
準半壊	建設・購入	20万円(15万円)
	補修	10万円(7.5万円)
	賃借	5万円(3.75万円)
一部損壊	建設・購入	
	補修	2万円(1.5万円)
	賃借	



被災者生活再建支援金 の詳細はこちら

※基礎支援金は支給対象となりません。

■申請先

■申請期限

総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール ④番窓口)

令和9年2月1日(月)まで

※支給を受けるには、上表のいずれかの方法で再建を行う必要があります。 申請手続きには、再建方法の分かる書類(契約書など)が必要です。

基礎支援金の申込期限が延長されました

基礎支援金は、り災証明書で全壊、大規模半壊と判定された世帯または解体世帯※が対象です。

延長後の申込期限:令和8年2月2日(月)まで

※解体世帯:お住まいの住宅が半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)または敷地に被害が生じたことで、

倒壊の危険などがあり、やむを得ず解体した世帯

問 防災交通課 ☎53-6880